公募型プロポーザル調達公告【「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務】 に対する質問への回答

【質問1】

仕様書内「(2)若者による継続的な情報発信の仕組みづくり」について、該当する県内若者が投稿する際に「#とっとりdiary」のハッシュタグをつける必要はありますでしょうか。

【回答1】

「#とっとりdiary」を使用することを絶対要件とはしません。ハッシュタグを使用して投稿する場合、ご提案いただく仕組みに適したものを設定いただいてかまいません。

【質問2】

仕様書内「(1)とっとりdiaryインフルエンサーの情報発信にかかる管理等」について、インフルエンサーの選定、任命、および発信開始までの具体なスケジュールが現時点で決まっていればご教示ください。また、昨年度実施されていた任命式については、発注者である鳥取県様にて実施され、委託業務には含まれないというという認識で間違いないでしょうか。

【回答2】

現時点でのおおまかなスケジュール案は、以下の通りです。

7月下旬 契約締結

8月 とっとりdiaryインフルエンサーの選定・任命

9月 発信開始

とっとりdiaryインフルエンサーの選定について、まずは昨年度お引き受けいただいた皆様にお声がけする予定です。昨年度のとっとりdiaryインフルエンサーのお引き受けが難しい場合、新たなインフルエンサーを選定・任命します。

また、任命式は、今年度は執り行わない予定です。

【質問3】

プレゼンテーション審査において、企画提案書以外の説明資料(スライド資料など)は使用できないという認識で間違いないでしょうか。

【回答3】

実施要領「6 プレゼンテーションの実施」(5)より、「プレゼンテーション動画やサンプル映像などを表示させることも可」としておりますので、企画提案書以外の説明資料を使用いただいても差し支えありません。

【質問4】

実施報告にも書かれている移住につながった人数は過去の数値を教えてください。

【回答4】

過去の数値は把握できておりません。

本委託業務により移住につながった者の人数が把握できる場合は記載いただくようお願いするものです。

【質問5】

鳥取県内に居住があり、県外で働かれている方もインフルエンサー候補として考えて問題ないでしょうか。

【回答5】

問題ありません。

とっとり diary インフルエンサーは鳥取県にゆかりのある方で、鳥取の魅力、リアルなとっとり暮らしを発信できる方を任命します。現在のお住まい、勤務先、出身地は問いません。

【質問6】

各SNSフォロワー数が合計 3,000 以上の中に、ThreadsやTikTok、Facebookは対象となりますか?

【回答6】

対象となります。

【質問7】

県外在住で、鳥取出身ではないが、以前鳥取在住時に鳥取のインフルエンサーとして活動していた人は対象となりますか?

【回答7】

その方が現在も鳥取の魅力、リアルなとっとり暮らしを発信できる方であれば、対象となります。